

# 日本平滑筋学会 利益相反委員会規則

制定 2021 年 6 月 30 日

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この委員会は、日本平滑筋学会利益相反委員会(以下「委員会」)とする。

## 第 2 章 目的および活動

(目的)

第 2 条 委員会は一般社団法人日本平滑筋学会理事会(以下「理事会」)のもとに、利益相反に関する諸問題を担当する。

(活動)

第 3 条 委員会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 日本平滑筋学会利益相反指針、規則の作成と改定。
- (2) 理事会、倫理・医療安全対策委員会と連携して、日本平滑筋学会利益相反指

針ならびに細則に定めるところにより、会員の COI 状態が深刻な事態へと発展することを未然に防止するためのマネジメントと違反に対する対応

(3) その他、理事会あるいは委員会が必要と認めた事項。

### 第 3 章 委 員

(構成)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。個人情報保護ならびに秘密保持を図る観点から、開示された情報を取り扱う人数として若干名で構成する。

(1) 日本平滑筋学会の正会員のうちから医学研究を実施する若干名(ただし理事を含むものとする)。

(2) COI 問題に精通している者。

(3) その他、委員会が必要と認める者。

(委員の選任)

第 5 条 委員は委員長が理事長と合意のうえ推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

2 委員は理事改選後可及的速やかに改選する。

(委員の任期)

第 6 条 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、原則として継続して 2 期を超えることはできない。

2 補充により選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第 7 条 委員会に、委員長を置く。委員長は理事から理事長が推薦し、理事会を経て理事長が任命する。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長は、委員会における審議決定事項を理事会に報告する。

4 委員長の指名により、副委員長を置くことができる。

5 委員長に事故があるときは、副委員長はその職務を代行する。

## 第 4 章 会 議

(委員会の開催, 議決)

第 8 条 委員会開催は定数の 3 分の 2 以上の出席を要する。ただし、当該議

事につき書面にて意思を表示したものは、出席者とみなす。

2 議事は出席した委員の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長が決する。

第 9 条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

2 理事長は、必要であれば委員会に参加し、意見を述べることができる。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、日本平滑筋学会事務局において処理する。

## 第 5 章 補 則

第 11 条 本規則を変更する場合には、委員会の議を経て、理事会の議決を得なければならない。